

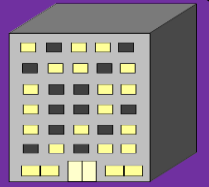
保護命令について

保護命令とは、DV被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のことです。
保護命令の対象となる暴力は

身体的暴力と生命・身体に危害を加えること（「殺す」など）を告げて行う脅迫

です。

※ 性的暴力、経済的暴力、精神的暴力（生命等に向けた脅迫を除く）は、保護命令の対象なりません。



保護命令の3つの種別

退去命令

加害者に、被害者と住む住居から退去することを命じるものです。

その間に、被害者が引っ越して安全な場所へ避難するための手助けとなります。

期間
2か月

接近禁止命令

加害者が、被害者に近づくことを禁止する命令です。

※必要な場合は被害者と同居する子供や被害者の親族等に対する接近禁止命令も発せられます。

期間
6か月

電話等禁止命令

加害者が、被害者に次のことを行うことを禁止する命令です。

- ① 面会の要求
- ② 行動を監視していると告げる行為
- ③ 著しく粗野・乱暴な言動
- ④ 無言電話・連続電話等
- ⑤ 夜間の電話等（PM10時～AM6時）
- ⑥ 汚物等の送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害



期間
6か月

保護命令決定までの流れ

